

相模総合補給廠における倉庫爆発火災に対する決議

8月24日未明に発生した相模総合補給廠における倉庫爆発火災については、現在、在日米陸軍において、原因究明に向けた調査を実施しているところと承知している。

しかし、8月27日に在日米陸軍及び本市消防局による現地調査が行われて以来、米軍から調査のスケジュールや進捗状況等に関する情報提供は無く、調査結果の公表に向けた目処も示されていない。

また、相模総合補給廠には、他にも多くの倉庫があり、同補給廠の保管物に対する市民の不安は解消されておらず、再びこのような事故が起きることのないよう、原因究明とそれに基づく再発防止策を急ぐ必要がある。

よって、本市議会は、在日米陸軍に対し、次の措置をとるよう求めるものである。

- 1 速やかな原因究明に努めること
- 2 原因究明にあたっては、最終的な調査結果を発表する前においても、適時適切な情報提供に努めること
- 3 究明された原因に基づき、爆発・火災を生じた倉庫以外の倉庫も含め、再発防止に向けた万全な安全対策を講じること

以上、決議する。

相 模 原 市 議 会

在日米陸軍 あ て

平成27年9月30日提出

提出者 相模原市議会議員 寺 田 弘 子

提出者 相模原市議会議員 白 井 貴 彦

提出者 相模原市議会議員 山 下 伸一郎

提出者 相模原市議会議員 古 内 明

提出者 相模原市議会議員 五十嵐 千代

提出者	相模原市議会議員	久保田	浩	孝
提出者	相模原市議会議員	大崎	秀	治
提出者	相模原市議会議員	小野沢	耕	一
提出者	相模原市議会議員	江成	直	士

相模総合補給廠における倉庫爆発火災に対する意見書

8月24日未明に発生した相模総合補給廠における倉庫爆発火災については、現在、在日米陸軍において、原因究明に向けた調査を実施しているものと承知している。

しかし、8月27日に在日米陸軍及び本市消防局による現地調査が行われて以来、米軍から調査のスケジュールや進捗状況等に関する情報提供は無く、調査結果に向けた目処も示されていない。

また、相模総合補給廠には、他にも多くの倉庫があり、同補給廠の保管物に対する市民の不安は解消されておらず、再びこのような事故が起きることのないよう、原因究明とそれに基づく再発防止策を急ぐ必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府において、在日米陸軍に対し次の措置をとることを申し入れるよう、強く求めるものである。

- 1 速やかな原因究明に努めること
- 2 原因究明にあたっては、最終的な調査結果を発表する前においても、適時適切な情報提供に努めること
- 3 究明された原因に基づき、爆発・火災を生じた倉庫以外の倉庫も含め、再発防止に向けた万全な安全対策を講じること
- 4 基地周辺の市民生活の安全確保と不安解消に向けて、地元自治体が施設内において必要な立ち入り調査ができるよう日米地位協定の見直しを含む取り組みに着手すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 　あ て

平成27年9月30日提出

提出者	相模原市議会議員	寺田弘子
提出者	相模原市議会議員	臼井貴彦
提出者	相模原市議会議員	山下伸一郎
提出者	相模原市議会議員	古内明
提出者	相模原市議会議員	五十嵐千代
提出者	相模原市議会議員	久保田浩孝
提出者	相模原市議会議員	大崎秀治
提出者	相模原市議会議員	小野沢耕一
提出者	相模原市議会議員	江成直士

横浜地方裁判所相模原支部における合議制の審理を直ちに開始すること
を求める決議

三権の一翼を担う司法は、市民の人権を守り、公正な権利の実現を図る最後の砦であり、その実効性を確保するためには、市民が容易にアクセスできる地元の裁判所でより質の高い裁判を受けることができるようにする必要がある。

また、裁判を受ける権利は基本的人権の一つであり、国は全ての国民が可能な限り平等にこの権利を享受できるよう司法制度を整える責務がある。

しかしながら、事件数、管内人口、横浜地方裁判所本庁までの距離などを考慮した場合、横浜地方裁判所相模原支部は、合議制の実施が優先されるべきであるにもかかわらず、いまだに裁判所法に定められた合議制の裁判が行われていないため、管内で発生した民事、刑事の重大事件の審理は、横浜地方裁判所本庁で行わざるを得ない状況が続いており、横浜地方裁判所相模原支部管内の市民は良質な裁判を受ける機会を失っている。横浜地方裁判所相模原支部での合議制の実施は、国民が効率的に裁判を受ける権利を充実させるものであり、その実現は急務である。

よって本市議会は、国会及び政府並びに関係機関におかれて、横浜地方裁判所相模原支部において直ちに合議制の審理を開始すること及びそのための人的物的体制を確保するため、財政措置を講じることを強く要望するものである。

以上、決議する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て
関 係 機 関

平成 2 7 年 9 月 3 0 日 提 出

提出者 相模原市議会議員 石 川 将 誠

提出者 相模原市議会議員 金 子 豊貴男

提出者	相模原市議会議員	松 永	千賀子
提出者	相模原市議会議員	後 田	博 美
提出者	相模原市議会議員	野 元	好 美
提出者	相模原市議会議員	鈴 木	秀 成
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩 孝
提出者	相模原市議会議員	阿 部	善 博
提出者	相模原市議会議員	大 沢	洋 子
提出者	相模原市議会議員	山 岸	一 雄

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護など社会保障ニーズに対して果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に対応することが求められている。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う財政措置を確立する必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年度のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められている。

財政健全化目標を達成するためだけに、必要不可欠な公共サービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活、地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成28年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、必要な公共サービスを提供することができるよう、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 社会保障、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
- 4 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会
内 閣 あ て

平成 2 7 年 9 月 3 0 日 提 出

提出者	相模原市議会議員	石 川 将 誠
提出者	相模原市議会議員	金 子 豊貴男
提出者	相模原市議会議員	松 永 千賀子
提出者	相模原市議会議員	後 田 博 美
提出者	相模原市議会議員	野 元 好 美
提出者	相模原市議会議員	鈴 木 秀 成
提出者	相模原市議会議員	久保田 浩 孝
提出者	相模原市議会議員	阿 部 善 博
提出者	相模原市議会議員	大 沢 洋 子
提出者	相模原市議会議員	山 岸 一 雄

ヘイトスピーチを禁止する法整備を求める意見書

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥するような差別的言動、いわゆるヘイトスピーチのデモが日本各地で起こっており、日本の社会問題として深刻化している。

さらに、ヘイトスピーチを行った団体による特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下した。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を冒す行為として、それを規制する法整備がされている国もあり、わが国においても、ヘイトスピーチ対策を速やかに検討し実施することが強く求められている。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、表現の自由に十分配慮しつつも、次の事項について実現を図られるよう求めるものである。

- 1 人種・民族を差別するヘイトスピーチを禁止する新たな法整備を行うこと
- 2 人種差別を助長し扇動するデモ及び集会を許可しないこと
- 3 わが国が批准を留保している人種差別撤廃条約第 4 条 (a) (b) に関する留保を撤回すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成 27 年 9 月 30 日提出

提出者	相模原市議会議員	西 家 克 己
提出者	相模原市議会議員	岸 浪 孝 志
提出者	相模原市議会議員	羽生田 学
提出者	相模原市議会議員	渡 部 俊 明
提出者	相模原市議会議員	長谷川 くみ子

提出者	相模原市議会議員	寺田弘子
提出者	相模原市議会議員	桜井はるな
提出者	相模原市議会議員	中村昌治
提出者	相模原市議会議員	栄裕明

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、
並びにゆきとどいた教育の実現を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として、我が国の義務教育制度の根幹をなしている。三位一体改革によって国庫負担の割合を3分の1に引き下げる改正が行われ、地方自治体の財政状況を圧迫している状況が続いているが、全国的な教育の機会均等と水準の維持・向上のためには、同制度を存続し、国の負担により教育予算を確保し保障することが必要不可欠である。

また、教育現場では、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな教育を行い、確かな学力と生きる力を育成するために、少人数学級などの更なる推進が求められている。

さらに、県費負担教職員給与負担事務の指定都市への権限移譲に当たっても、指定都市の財政運営に支障がないよう、国による適切な地方財政措置が必須となる。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等と水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 ゆきとどいた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、少人数学習や少人数学級の推進など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 3 県費負担教職員給与負担事務等の指定都市への移譲にあたって、国による適切な地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て

平成 27 年 9 月 30 日提出

提出者	相模原市議会議員	竹 腰 早 苗
提出者	相模原市議会議員	古 内 明
提出者	相模原市議会議員	小 林 丈 人
提出者	相模原市議会議員	山 口 美津夫
提出者	相模原市議会議員	鈴 木 晃 地
提出者	相模原市議会議員	臼 井 貴 彦
提出者	相模原市議会議員	小野沢 耕 一
提出者	相模原市議会議員	江 成 直 士
提出者	相模原市議会議員	米 山 定 克